

意見案第2号

子ども関連施設の暑さ対策に関する意見書

北海道は、ほぼ全域が亜寒帯湿潤気候に属し、夏季は比較的涼しく、過ごしやすい地域とされてきた。しかしながら、近年は本道でも真夏日や猛暑日が増加し、本年5月には道東の十勝管内で熱中症の集団発生事案が複数発生したほか、8月には初めて熱中症警戒アラートが本道全域に発令され、熱中症による1週間の搬送者数が全国で最多となるなど、道民生活に深刻な影響を及ぼしている。

学校においては、本道では例年、8月中旬に夏季休業が終了し、各学校の教育活動が再開されるが、今季は連日の猛暑で教室が高温となり、子どもたちの生命や健康への影響が懸念されたため、道内では初となる臨時休業や下校時刻の繰上げが多く、学校で行われた。

本道における公立学校等の普通教室の冷房設置率は、令和4年9月1日現在で16.5%と、全国平均の95.7%に比べて著しく低い状況にあり、本道が本州並みに暑くなる中、子どもたちの生命と健康を守り、充実した環境の中で教育活動を行っていくためには、幼稚園や小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、これらの寄宿舎はもとより、保育所、認定こども園等も含めた子ども関連施設への冷房設備の設置が急務である。

また、過去に冷房設備を整備した都府県の中には、設備の老朽化等により更新の必要が生じている状況が少なからずあると承知している。

よって、国においては、次に掲げる措置を早急に講ずるよう要望する。

記

- 1 公立の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校における冷房設備の更新や設置に係る学校施設環境改善交付金の補助率を引き上げるとともに、高等学校及び中等教育学校（後期課程）についても、同様に学校施設環境改善交付金の対象とするなど、補助制度の充実等の財源措置の拡充を図ること。
- 2 私立の幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校等における冷房設備の更新や設置に係る教育支援体制整備事業費交付金及び私立学校施設整備費補助金の補助率を引き上げるなど、補助制度の充実等の財源措置の拡充を図ること。
- 3 私立の保育所・認定こども園における冷房設備の更新や設置に係る就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の補助率を引き上げるとともに、公立の保育所・認定こども園についても、同様に就学前教育・保育施設整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金の対象とするなど、補助制度の充実等の財源措置の拡充を図ること。
- 4 公私立の児童館や放課後児童クラブ、児童相談所、児童自立支援施設、放課後等デイサービス、児童発達支援施設、母子生活支援施設及び児童養護施設等における冷房設備単独の設置・更新に係る事業を次世代育成支援対策施設整備交付金及び子ども・子育て支援施設整備交付金の補助対象とするとともに、補助率を引き上げるなど、財源措置の拡充を図ること。
- 5 上記の子ども関連施設について、近年の気温上昇に対応した当面の暑さ対策に必要なとなる機器の整備に係る緊急的な財政措置を国において講ずること。
- 6 上記の補助制度の充実等の財政措置の拡充、緊急的な財源支援に当たっては、更新または設置を要する設備・機器等の量的規模や、人手不足など建設業界を取り巻く現状等を踏まえ、複数年度にわたる措置や年度間の繰越しが可能な事業とするなどの措置を講ずること。

また、冷房設備設置の進捗が不十分な自治体について優先的な措置を講ずること。以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	} 各通
参議院議長	
内閣総理大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	
厚生労働大臣	
子ども政策担当大臣	

北海道議会議長 富原 亮